

寒川浄水場排水処理施設特定事業

落札者決定基準

平成15年4月

神奈川県企業庁水道局

寒川浄水場排水処理施設特定事業落札者決定基準

目次

基本的な考え方	1
審査方式（事業者選定方法）	1
審査の枠組み	1
1 資格審査	1
2 事業提案審査	1
審査の流れ	2
審査項目	3
1 資格審査の項目	3
2 事業提案審査の項目	5
定量化審査における得点化の方法	9
1 サービス購入料に関する事項	9
2 事業の安全性に関する事項	9
3 設計・建設及び施設能力に関する事項	10
4 排水処理業務に関する事項	10
5 脱水ケーキの再生利用に関する事項	12
6 環境配慮に関する事項	14
7 提案全般に関する総合的評価	16
審査会の役割	17
<参考> 定量化評価における評価項目・評価基準と対応様式等	18

（本資料の位置付け）

本資料は、寒川浄水場排水処理施設特定事業の入札公告にあたり、神奈川県PFI事業者選定審査会（以下「審査会」という。）の意見を踏まえて、審査項目や評価方法を定め、これを公表するものです。

寒川浄水場排水処理施設特定事業 落札者決定基準

基本的な考え方

排水処理施設は、浄水工程の一部を担う施設で、水道水の安定供給にとって極めて重要な施設です。本件事業では、浄水工程で発生する汚泥を脱水処理した後の上澄水については、再度、浄水場で原水として利用するとともに、脱水ケーキについても再生利用することから、これら業務を滞りなく円滑に行えるよう、常に適切かつ安定した施設運営がなされる必要があります。

したがって、本件事業においては、応募者からの提案内容について、価格面のみならず、SPCの組織運営体制が適切であるか、事業期間中におけるリスクへの対応が十分に検討されているか、また、業務のバックアップ体制が整っているか、あるいは非常時の対応策について優れた提案となっているかどうか等、「事業の安全性」に重点を置いて評価します。

また、循環型社会の実現や安定した寒川浄水場の運営という観点から、脱水ケーキの再生利用に関する提案についても重要視しています。本件事業における脱水ケーキについては、再生利用することが必須条件です。脱水ケーキの再生利用に関しては、全国の水道事業者が様々な取り組みを行っていますが、再生利用に係る市場が十分に安定しているとは言えないことから、長期安定性という点で課題があると思われます。寒川浄水場でも、現在、セメント原材料としての再生利用を図っていますが、同様の課題を抱えている状況にあります。

したがって、提案審査にあたっては、特に長期間にわたり安定的に脱水ケーキを再生利用していくための創意工夫について評価したいと考えています。

審査方式（事業者選定方法）

上記のように、本件事業を実施する事業者の選定においては、価格面のみならず事業の安全性や脱水ケーキの再生利用に係る長期安定性等、様々な視点から応募者の提案を評価する必要があります。また、事業者の選定過程において、十分な競争性、透明性及び公正・公平性が求められることから、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定します。

審査の枠組み

審査は、「資格審査」と「事業提案審査」の2段階に分けて実施します。

1 資格審査

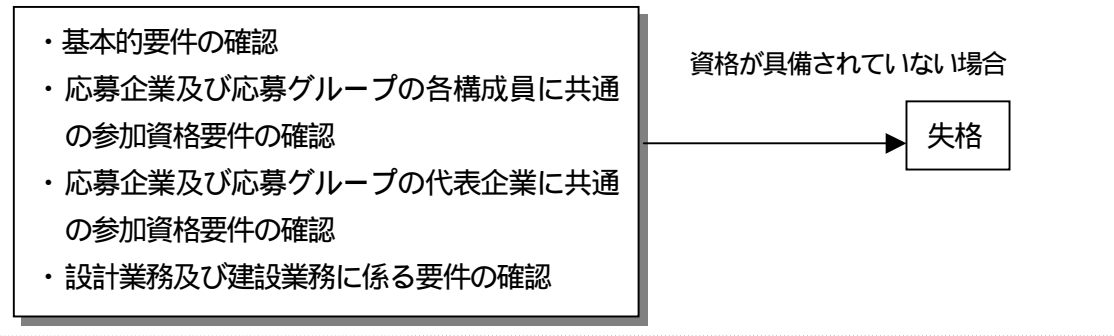
資格審査では、応募者の参加資格要件、業務担当者の法的要件等について確認します。

2 事業提案審査

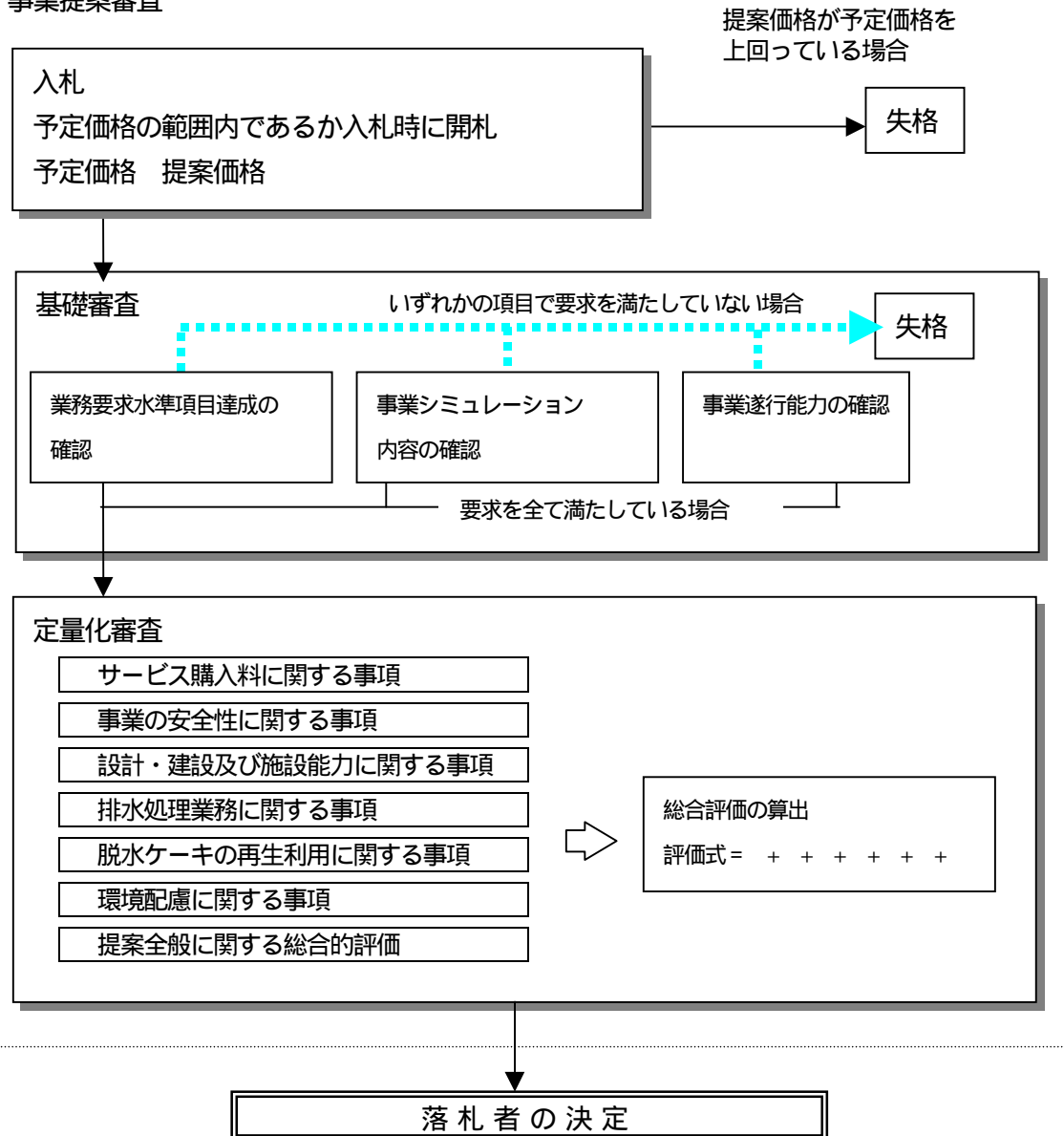
事業提案審査では、「入札」、「基礎審査」及び「定量化審査」の3段階を経て、優秀提案を選定し、落札者を決定します。

審査の流れ

資格審査



事業提案審査



審査項目

1 資格審査の項目

(1) 基本的要件

本件事業に係る業務に携わることを予定する単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

本件事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業（協力企業とは、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、PFI事業者から本件事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。）の企業名及び携わる業務等が明らかとなっていること。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業のうちの一者が、本件事業に係る業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務は業務範囲を明確にした上で応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業の間で分担することは差し支えありません。

応募企業及び応募グループの各構成員のいずれかの企業が、他の応募グループの一員となっていないこと。

ただし、維持管理・運営業務及びその他業務のうち、業者数が限定され、重複せざるを得ないものなど特殊な業務については、応募グループの構成員となった企業が同時に他の応募グループの協力企業又は再委託先となることは可能です。

(2) 応募企業及び応募グループの各構成員に共通の参加資格要件

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

県の指名停止措置を受けていない者であること。

入札参加資格の確認基準日（平成15年6月5日。以下「確認基準日」という。）において、債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定がなされていない者であること。

確認基準日において、事業税及び消費税を滞納していない者であること。

確認基準日前2年以内に、銀行取引停止処分を受けた者でないこと。ただし、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てを行った者が、更生計画の開始決定又は再生計画の開始決定を受けた後、再度の競争入札参加資格申請を行い、競争入札参加資格の再認定を受けたときを除く。

県企業庁が本件事業について、金融、法務、技術等に関する検討を委託するアドバイザー契約を締結している企業又は当該企業と資本面若しくは人事面において関係がない者であること。なお、当該アドバイザー契約を締結している企業は財団法人日本経済研究所（同協力会社等として株式会社日水コン、アンダーソン・毛利法律事務所）です。

(3) 応募企業及び応募グループの代表企業に共通の参加資格要件

神奈川県競争入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として、物件の買入れ中「建物」に登録されている者及びその営業を継承したと認められた者であること。

(4) 設計業務及び建設業務に係る要件

設計業務及び建設業務を実際に担当する者(応募グループの構成員であるか協力企業であるかは問わない。ただし、協力企業の場合は、当該企業が(2)の及びの要件を満たすこと。)は、以下の要件を満たしていなければならない。

設計業務を担当する者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

建設業務を担当する者は、次の要件を満たしていること。ただし、複数者で施工する場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよい。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、土木一式工事及び建築一式工事に係る建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けた者であること。

上記の項目をすべて満たしている者が、事業提案審査対象者となります。上記項目のうち一つでも条件を満たしていない場合は、失格となります。

2 事業提案審査の項目

(1) 入札

応募者の提案価格（20年間を通じたサービス購入料の総額）が、県企業庁の設定する予定価格の範囲内であるかを入札時に開札します。

提案価格が予定価格の範囲内である応募者 基礎審査へ

提案価格が予定価格を上回っている応募者 失格

入札執行回数は1回とします。

(2) 基礎審査

応募者の提案内容が、県企業庁が求める要件をすべて満たしていることを確認します。

次のいずれかの場合は失格となります。

- ・ 県企業庁が求める業務要求水準を満たしていない場合
- ・ 事業シミュレーションの内容が県企業庁の求める要件を満たしていない場合
- ・ 事業遂行能力が県企業庁の求める要件を満たしていない場合

業務要求水準項目達成の確認

- ・ 県企業庁が要求する業務要求水準を満たしているかについて、応募者から提出された「業務提案書」の内容を、「寒川浄水場排水処理施設特定事業業務要求水準書」に基づき確認します。
- ・ 応募者の提案内容が県企業庁の要求する業務要求水準を満たしていない場合は、失格となります。

業務要求水準達成確認項目

- ア 汚泥の受入
- イ 排水処理
- ウ 脱水ケーキの再生利用
- エ 上澄水の返送
- オ 新設施設の設計・建設等
- カ 排水処理施設の維持管理・運営
- キ 非常時の対応
- ク 法令の遵守
- ケ 環境への配慮
- コ 保安
- サ 業務の引継

事業シミュレーション内容の確認

<評価方法>

- ・ 応募者から提案された提案価格について、下記の前提条件が正確に反映されているかを確認します。
- ・ 当該前提条件が正確に反映されていない場合は、失格となります。

<確認項目>

確認項目及び内容は以下のとおり。

確認項目	内容
前提条件の反映に関する確認	物価変動率を見込まないで計算しているか。
	入札説明書で指定した基準金利を用いているか。
	入札説明書で付保を条件としている第三者賠償保険の保険料が適切に見込まれているか。
算出方法の確認	支払利息の計算方法が適正か。
	業務要求水準書を踏まえ、業務ごとに見積もった費用と合致しているか。

事業遂行能力の確認

<視点>

ア 資力

事業を行うにあたっての資金確保は可能か。

イ 信用力

事業を計画どおりに遂行し得る財政力があるか。

ウ 債務返済能力

返済不能となる危険性はないか。

エ 代替信用補完措置

現状、上記ア～ウのいずれかにおいて一定の基準を満たしていない場合、代替信用補完措置を付しているか。

具体的には、次ページの評価基準に照らし、いずれかの評価項目、評価指標で「代替信用補完措置が必要となる場合」に該当している場合です。

<評価対象>

ア 応募企業及び応募グループ代表者

イ 応募グループ構成員のうち、特定目的会社への出資、劣後融資又はその双方を行う企業

<評価方法>

次の評価項目により事業遂行能力を確認します。

なお、明らかに事業遂行能力に不安があり（各評価項目に対応した指標が一定の基準（適確基準）に達していない場合）、かつ代替信用補完措置も提案されていない場合は、失格となります。

< 評価基準 >

次の評価基準に基づき審査を行なう。

評価項目	指 標	評 価 内 容
資 力	事業キャッシュフロー-規模 総キャッシュフロー-規模	提案事業に必要な資金が既存の事業活動の中で生み出されているか。 (代替信用補完措置が必要となる場合) ・事業キャッシュフロー-規模が3期連続で総額がマイナス値の場合 ・総キャッシュフロー-規模が3期連続で総額がマイナス値の場合
信 用 力	経常収支 自己資本金	過去の経営状況を反映した総合的な信用力があるか。 (代替信用補完措置が必要となる場合) ・経常収支が3期連続で赤字の場合 ・自己資本金が3期連続で債務超過にある場合
債務返済能力	利払能力 有利子負債比率	特定目的会社の債務を負担し得る能力があるか。 (代替信用補完措置が必要となる場合) ・利払能力の最近期の値が1.0未満の場合 ・有利子負債比率の最近期の値が100%以上の場合
代替信用 補完措置	個々の補完措置毎に判断	代替信用補完措置が必要となる出資者がいる場合、その役割に応じた代替信用補完措置を付しているか。

< 評価指標 >

評価項目	評価に用いる指標 ¹	算 出 根 拠
資 力	事業キャッシュフロー-規模	事業利益 ² - 支払利息・割引料 + 減価償却費
	総キャッシュフロー-規模	当期純損益 - 配当・賞与 ³ + 減価償却費
信 用 力	経常収支	経常利益
	自己資本金額	資本の部合計
債務返済能力	利払能力	(事業損益 + 減価償却費) / 支払利息・割引料
	有利子負債比率	有利子負債 / 使用総資本 ⁴

1 評価指標としては、単体の財務諸表を使用する。

2 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 配当金

3 賞与 = 利益処分の中で行われる賞与

4 使用総資本 = 流動資産 + 固定資産 + 繰延資産 + 割引譲渡手形

(3) 定量化審査

< 評価項目と配点 >

審査区分	評価項目	配点
サービス購入料に関する事項	ア サービス購入料の総額	70.00 点
事業の安全性に関する事項	ア 長期安定性の実現 イ 事業期間中におけるリスクへの対応 ウ 破綻時の対応 エ 事業の継続性	5.50 点
設計・建設及び施設能力に関する事項 (新設施設の設計・建設等)	ア 排水処理業務の安全性・確実性 イ 建築計画における次期更新への配慮 ウ 神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針の反映	4.75 点
排水処理業務に関する事項 (汚泥の受入・排水処理、排水処理施設の維持管理・運営、保安、その他)	ア 汚泥の受入・排水処理業務計画 イ 上澄水質管理計画 ウ 維持管理・運営に関する計画、実施体制 エ 維持管理・運営に関するバックアップ体制 オ 非常時の対応計画 カ 保安体制 キ 排水処理業務全般	6.00 点
脱水ケーキの再生利用に関する事項	ア 再生利用先の受入体制、バックアップ体制 イ 脱水ケーキの再生利用計画における用途拡大 ウ 再生利用業務の安全性・安定性	6.50 点
環境配慮に関する事項	ア 神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針の反映 イ 周辺環境への配慮 ウ 地球環境に対する負荷軽減対策 エ その他環境に対する配慮	5.00 点
提案全般に関する総合的評価	ア 事業の安全性に関する総合的評価 イ 設計・建設面に関する総合的評価 ウ 維持管理・運営面に関する総合的評価	2.25 点

< 評価式 >

総合得点 = の得点 + の得点 + の得点 + の得点 + の得点 + の得点 + の得点

< 段階評価 >

各項目の評価は、提案数値の比較によるもの以外は、内容に応じて 2 ~ 5 段階で評価します。(ただし、提案全般に関する総合的評価を除きます。)

(段階評価の方法)

- ・ 2 段階評価 ... 下記の A 又は E の 2 段階で点数化
- ・ 3 段階評価 ... 下記の A、C 又は E の 3 段階で点数化
- ・ 5 段階評価 ... 下記の A ~ E の 5 段階で点数化

評価内容	点数化の方法
A 当該項目に関して特に優れている	当該項目の配点 × 100%
B AとCの中間程度	当該項目の配点 × 75%
C 当該項目に関して優れている	当該項目の配点 × 50%
D CとEの中間程度	当該項目の配点 × 25%
E 当該項目に関して優れているといえない	当該項目の配点 × 0%

定量化審査における得点化の方法

1 サービス購入料に関する事項（70.00点満点）

サービス購入料の総額が最も低いもの（第1位）を満点とし、次順位以下は次の計算例のとおりサービス購入料の総額の比率で減点します。なお、得点は小数点以下第4位を四捨五入します。

（計算例）

区分	A社	B社	C社
金額	160億円	150億円	170億円
得点	65.625点 70.00点×(150/160)	70.00点	61.765点 70.00点×(150/170)

上記金額は、あくまでも算定例です。

2 事業の安全性に関する事項（5.50点満点）

応募者の提案を次の4つの項目ごとに評価し、その内容に応じて加点します。

（1）長期安定性の実現（2.50点満点）

<評価基準>

- ・ 確実性の高い資金調達計画となっているか（0.50点 3段階評価）
- ・ 事業期間を通じて、事業を確実に遂行していくに足るだけの資金計画となっているか（1.50点 5段階評価）
- ・ 組織運営体制が優れているか（0.50点 3段階評価）

（2）事業期間中におけるリスクへの対応（2.00点満点）

<評価基準>

- ・ 民間に移転されるリスクが適切に分担され、具体的な対応策が検討されているか（1.50点 5段階評価）
- ・ リスク分担に対応した保険が付保されているか（0.50点 3段階評価）

（3）破綻時の対応（0.50点満点）

<評価基準>

- ・ 事業期間を通じて破綻時にも金融機関への元利金残高の返済が滞らない計画となっているか（0.50点 2段階評価）

（4）事業の継続性（0.50点満点）

<評価基準>

- ・ 資金面において特定目的会社への出資企業の事業継続に対するモチベーションの維持が図られているか（0.50点 3段階評価）

3 設計・建設及び施設能力に関する事項 (4.75 点満点)

応募者の提案を、次の3つの項目ごとに評価し、内容に応じて加点します。

(1) 排水処理業務の安全性・確実性 (3.00 点満点)

<評価基準>

- ・ 総合排泥池、濃縮槽等既存構築物の改良・増強、機械設備の設置等により受入・排水処理・返送業務の信頼性が向上しているか (1.50 点 5段階評価)
- ・ 監視、制御システム等電気計装設備の工夫により受入・排水処理・返送業務の信頼性が向上しているか (1.50 点 5段階評価)

(2) 建築計画における次期更新への配慮 (1.25 点満点)

<評価基準>

- ・ ゾーニング計画及び動線計画において次期更新への配慮が優れているか (0.50 点 3段階評価)
- ・ 機器の搬出入に対して構造計画が優れているか (0.50 点 3段階評価)
- ・ 維持管理が容易な建物の構造、仕様となっているか (0.25 点 2段階評価)

(3) 神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針の反映 (0.50 点満点)

<評価基準>

- ・ 会議室、休憩室、更衣室、食堂、洗車装置等が設置されているか (0.50 点 2段階評価)

4 排水処理業務に関する事項 (6.00 点満点)

応募者の提案を、次の7つの項目ごとに評価し、内容に応じて加点します。

(1) 汚泥の受入・排水処理業務計画 (1.50 点満点)

<評価基準>

- ・ きめ細かな汚泥の受入、排水処理計画が策定されているか (0.50 点 3段階評価)
- ・ 汚泥性状 (強熱減量、AL/T 比、粒度分布等) の変動に対応するため脱水システム等に運営面での工夫がなされているか (1.00 点 3段階評価)

(2) 上澄水質管理計画 (1.00 点満点)

<評価基準>

- ・ 既存施設の改良や増強及び機械設備・電気計装設備の工夫等により、きめ細かな上澄水質管理計画が策定されているか (1.00 点 5段階評価)

(3) 維持管理・運営に関する計画、実施体制 (1.25 点満点)

<評価基準>

- ・ 維持管理計画において事故等を未然に防ぐよう考慮されているか (0.50 点 3 段階評価)
- ・ 維持管理・運營業務について実績が豊富であるか (0.25 点 2 段階評価)
- ・ 汚泥量の管理方法の工夫により、汚泥の受入業務、上澄水の返送業務の安全性・確実性が向上しているか (0.50 点 3 段階評価)

(4) 維持管理・運営に関するバックアップ体制 (0.50 点満点)

<評価基準>

- ・ 維持管理・運営に関するバックアップ体制が確立しているか (0.50 点 2 段階評価)

(5) 非常時の対応計画 (0.50 点満点)

<評価基準>

- ・ 故障時・非常時における維持管理・運營業務について対応策が計画されているか (0.50 点 3 段階評価)

(6) 保安体制 (0.25 点満点)

<評価基準>

- ・ 未然に事故を防ぐための工夫がなされているか (0.25 点 2 段階評価)

(7) 排水処理業務全般 (1.00 点満点)

<評価基準>

- ・ 排水処理業務全体としてのバランスが良く、総合的に優れているか (1.00 点 5 段階評価)

5 脱水ケーキの再生利用に関する事項 (6.50 点満点)

応募者の提案を、次の3つの項目ごとに評価し、内容に応じて加点します。

(1) 再生利用先の受入体制、バックアップ体制 (4.50 点満点)

<評価基準>

- ・ 脱水ケーキの再生利用先の受入可能量に余裕があるか (0.50 点 2段階評価)
- ・ 脱水ケーキの再生利用業務において、受入先 (再生利用会社) から受入表明書等
を取得しているか (1.00 点)

受入証明書等に記載されている受入量の合計に応じて、次の計算例のとおり加点
します。ただし、評価の上限を 7,000t-ds / 年としますので、年間受入量の合計が
7,000t-ds を超える場合の年間受入量は、7,000t-ds とみなします。なお、得点に
ついては小数点以下第 4 位を四捨五入します。

(計算例)

区 分	A 社	B 社	C 社
年間受入量	5,000t-ds	7,000t-ds	8,500t-ds
得 点	0.714 点 1.00 点 × (5,000 / 7,000)	1.00 点 1.00 点 × (7,000 / 7,000)	1.00 点 1.00 点 × (7,000 / 7,000)

1 A社の得点 $1.00 \text{ 点} \times (5,000 / 7,000) = 0.7142 \approx 0.714 \text{ 点}$

2 C社の提案年間受入量は8,500t-dsですが、7,000t-ds / 年を評価の上限としているため、このよう
な場合には、C社の年間受入量を7,000t-ds とみなして評価します。

上記数値は、あくまでも算出例です。

- ・ 当初の受入計画以外で株主企業による脱水ケーキの受入保証があるか (1.00 点)
当初の受入計画以外で株主企業による脱水ケーキの受入保証があり、かつ再生利
用方法について具体的に明記されている場合に、次の計算例のとおり加点します。
ただし、評価の上限を 7,000t-ds / 年としますので、年間受入量 (すなわち受入
保証量) の合計が 7,000t-ds を超える場合の年間受入量 (すなわち受入保証量) は、
7,000t-ds とみなします。なお、得点については小数点以下第 4 位を四捨五入しま
す。

(計算例)

区 分	A 社	B 社	C 社
年間受入量	4,500t-ds	7,000t-ds	10,000t-ds
得 点	0.643 点 1.00 点 × (4,500 / 7,000)	1.00 点 1.00 点 × (7,000 / 7,000)	1.00 点 1.00 点 × (7,000 / 7,000)

1 A社の得点 $1.00 \text{ 点} \times (4,500 / 7,000) = 0.6428 \approx 0.643 \text{ 点}$

2 C社の提案年間受入量 (受入保証量) は 10,000t-ds ですが、7,000t-ds / 年を評価の上限としてい
るため、このような場合の年間受入量 (受入保証量) は 7,000t-ds とみなして評価します。

上記数値は、あくまでも算出例です。

- ・ 脱水ケーキの受入事業者が複数あり、1社が受入不能に陥っても他の受入事業者がカバーする等の対策が講じられているか (1.00 点)

提案された再生利用先のうち、受入可能量が最も多い事業者以外の受入事業者の受入可能量の合計により、次の計算例のとおり評価します。

ただし、評価の上限を 7,000t-ds / 年としますので、年間受入可能量の合計が 7,000t-ds を超える場合の年間受入可能量は、7,000t-ds とみなします。なお、得点については小数点以下第 4 位を四捨五入します。

(計算例)

区 分	A 社	B 社	C 社
年間受入量	5,500t-ds	7,000t-ds	9,000t-ds
得 点	0.786 点 1.00 点 × (5,500 / 7,000)	1.00 点 1.00 点 × (7,000 / 7,000)	1.00 点 1.00 点 × (7,000 / 9,000)

1 A社の得点 $1.00 \text{ 点} \times (5,500 / 7,000) = 0.7857 \approx 0.786 \text{ 点}$

2 C社の提案年間受入可能量は9,000t-dsですが、7,000t-ds / 年を評価の上限としているため、このような場合の年間受入可能量は7,000t-ds とみなして評価します。

上記数値は、あくまでも算出例です。

- ・ 受入表明書を提出している脱水ケーキの再生利用先の実績が豊富であるか (1.00 点 3段階評価)

(2) 脱水ケーキの再生利用計画における用途拡大 (1.00 点満点)

<評価基準>

- ・ 脱水ケーキの形状、粒度分布、硬度、水分等の調整をきめ細かく行うなど、品質管理が優れているか (0.50 点 3段階評価)
- ・ 活性炭混入時等における再生利用方法が具体的に計画されているか (0.50 点 3段階評価)

(3) 再生利用業務の安全性・安定性 (1.00 点満点)

<評価基準>

- ・ その他安定的に再生利用を行う上で有効な提案がされているか (1.00 点 3段階評価)

6 環境配慮に関する事項 (5.00 点満点)

応募者の提案を、次の4つの項目ごとに評価し、内容に応じて加点します。

(1) 神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針の反映 (1.50 点満点)

<評価基準>

- ・ 搬送設備を密閉構造にするなど、悪臭、飛散対策が講じられているか
(0.50 点 2 段階評価)
- ・ 場内ケーキ貯蔵設備にホッパ等を採用して密閉構造にするなど、悪臭、飛散対策が講じられているか (0.50 点 2 段階評価)
- ・ 臭気の除外設備が設置されているか (0.50 点 2 段階評価)

(2) 周辺環境への配慮 (1.00 点満点)

<評価基準>

- ・ 建設期間中に、排出ガス抑制やS P M (浮遊粒子状物質) 対応の建設機械等を導入しているか (0.50 点 3 段階評価)
- ・ 建設時及び維持管理・運営期間中における交通安全等への対応が優れているか
(0.50 点 3 段階評価)

(3) 地球環境に対する負荷軽減対策 (2.25 点満点)

<評価基準>

- ・ 燃料、水道の使用量が少ない施設計画となっているか
- ・ 二酸化炭素、窒素酸化物の排出量が少ない施設計画となっているか
- ・ 植樹地率を 20%以上確保しているか

燃料使用量 (0.50 点満点)

燃料使用量が最小の提案 (第 1 位) を満点とし、次順位以下は次の計算例のとおり使用量の比率で減点します。ただし、各提案の使用量の平均値を上回っている提案については加点しません。また、得点については小数点以下第 4 位を四捨五入します。

なお、燃料使用量については、原単位を用いて仕事量 (MJ) に換算し、合計燃料使用量に対して比較を行うこととします。

(燃料使用量の計算例)

区 分	A 社	B 社	C 社
燃料使用量	31 百万 MJ / 年	18 百万 MJ / 年	71 百万 MJ / 年 (平均値を上回った値 1)
得 点	0.290 点 2	0.50 点	0.00 点

1 平均値 40 百万 MJ / 年

$$(31 \text{ 百万 MJ / 年} + 18 \text{ 百万 MJ / 年} + 71 \text{ 百万 MJ / 年}) / 3 \text{ 社}$$

2 A社の得点 $0.50 \text{ 点} \times 18 \text{ 百万 MJ} / 31 \text{ 百万 MJ} = 0.2903 \text{ 0.290 点}$

上記数値は、あくまでも算定例です。

水道使用量 (0.50 点満点)

水道使用量が最小の提案 (第 1 位) を満点とし、次順位以下は次の計算例のとおり使用量の比率で減点します。ただし、各提案の使用量の平均値を上回っている提案については加点しません。また、得点については小数点以下第 4 位を四捨五入します。

(水道使用量の計算例)

区 分	A 社	B 社	C 社
水道使用量	15 万 m ³ / 年	4 万 m ³ / 年	29 万 m ³ / 年 (平均値を上回った値 1)
得 点	0.133 点 2	0.50 点	0.00 点

1 平均値 16 万 m³ / 年

$$(15 \text{ 万 m}^3 / \text{年} + 4 \text{ 万 m}^3 / \text{年} + 29 \text{ 万 m}^3 / \text{年}) / 3 \text{ 社}$$

2 A社の得点 $0.50 \text{ 点} \times 4 \text{ 万 m}^3 / 15 \text{ 万 m}^3 = 0.1333$ 0.133 点

二酸化炭素排出量 (0.75 点満点)

二酸化炭素の排出量が最小となる提案 (第 1 位) を満点とし、次順位以下は次の計算例のとおり排出量の比率で減点します。ただし、各提案の排出量の平均値を上回っている提案については加点しません。なお、得点については小数点以下第 4 位を四捨五入します。

(二酸化炭素排出量の計算例)

区 分	A 社	B 社	C 社
二酸化炭素排出量	2,000 t-CO ₂ / 年	1,000 t-CO ₂ / 年	3,600 t-CO ₂ / 年 (平均値を上回った値 1)
得 点	0.375 点 2	0.75 点	0.00 点

1 平均値 2,200 t-CO₂ / 年

$$(2,200 \text{ t-CO}_2 / \text{年} + 1,000 \text{ t-CO}_2 / \text{年} + 3,600 \text{ t-CO}_2 / \text{年}) / 3 \text{ 社}$$

2 A社の得点 $0.75 \text{ 点} \times 1,000 \text{ t-CO}_2 / 2,000 \text{ t-CO}_2 = 0.375$ 0.375 点

窒素酸化物排出量 (0.25 点満点)

窒素酸化物の排出量が最小となる提案 (第 1 位) を満点とし、次順位以下は次の計算例のとおり排出量の比率で減点します。ただし、各提案の排出量の平均値を上回っている提案については加点しません。なお、得点については小数点以下第 4 位を四捨五入します。

(窒素酸化物排出量の計算例)

区 分	A 社	B 社	C 社
窒素酸化物排出量	100 t-NO _x / 年	50 t-NO _x / 年	300 t-NO _x / 年 (平均値を上回った値 1)
得 点	0.125 点 2	0.25 点	0.00 点

1 平均値 150 t-NO_x / 年

$$(100 \text{ t-NO}_x / \text{年} + 50 \text{ t-NO}_x / \text{年} + 300 \text{ t-NO}_x / \text{年}) / 3 \text{ 社}$$

2 A社の得点 $0.25 \text{ 点} \times 50 \text{ t-NO}_x / 100 \text{ t-NO}_x = 0.125$ 0.125 点

上記数値は、あくまでも算定例です。

植樹地率（0.25 点満点）

新設施設の敷地内の植樹地率が 21%以上となる場合は、次表のとおり加点します。
なお、提案数値については小数点以下第 1 位を四捨五入します。

植樹地率	21%	22%	23%	24%	25%以上
得点	0.05 点	0.10 点	0.15 点	0.20 点	0.25 点

(例) 植樹地率 23.6% 小数点以下第 1 位四捨五入 24% 0.20 点
21.3% 小数点以下第 1 位四捨五入 21% 0.05 点
20.8% 加点なし(四捨五入しない)

(4) その他環境に対する配慮（0.25 点満点）

<評価基準>

- ・ その他環境に対して配慮している（0.25 点 3 段階評価）

7 提案全般に関する総合的評価（2.25 点満点）

(1) 事業の安全性に関する総合的評価（0.75 点）

提案全体として、事業の安全性に関して優れた提案となっているか

(2) 設計・建設面に関する総合的評価（0.75 点）

提案全体として、設計・建設面に関して優れた提案となっているか

(3) 維持管理・運営面に関する総合的評価（0.75 点）

提案全体として、維持管理・運営面に関して優れた提案となっているか

<優秀提案の選定>

上記の方法に従って定量化審査を行い、次の考え方により優秀提案を選定します。

- ・ 評価に基づく各項目の得点の合計が最も高い提案を優秀提案とする。
- ・ 同点の場合は、以下の順位により、各項目の評価点に差が出るまで順次比較し、優劣を決定する。

事業の安全性に関する事項

脱水ケーキの再生利用に関する事項

排水処理業務に関する事項

設計・建設及び施設能力に関する事項

環境配慮に関する事項

提案全般に関する総合的評価

サービス購入料に関する事項

- ・ すべての項目を比較しても同点の場合は、くじ引きにより優秀提案を決定する。

審査会の役割

審査に際しての審査会の役割は次のとおりです。

- 1 事業者選定方式の検討・意見表明
- 2 落札者決定基準を検討・作成
- 3 入札書類の審査、評価
- 4 優秀提案者の選定
- 5 神奈川県公営企業管理者への優秀提案者選出の報告

審査会からの報告に基づき、神奈川県公営企業管理者が落札者を決定します。

<参考> 定量化審査における評価項目・評価基準と対応様式等

審査区分	評価項目	評価基準	配点	様式等	
1	サービス購入料に関する事項	サービス購入料の総額	サービス購入料の総額がより低い提案となっているか	70.00	4-2 5-22 5-23
2	事業の安全性に係る事項	長期安定性の実現	確実性の高い資金調達計画となっているか	0.50	5-6 5-15
			事業期間を通じて、事業を確実に遂行していくに足るだけの資金計画となっているか	1.50	5-6 5-7 5-21 5-22
			組織運営体制が優れているか	0.50	5-3 5-6
		事業期間中におけるリスクへの対応	民間に移転されるリスクが適切に分担され、具体的な対応策が検討されているか	1.50	5-6 5-4-1 5-4-2
			リスク分担に対応した保険が付保されているか	0.50	5-4-1 5-4-2 5-5-1 5-5-2 5-6
		破綻時の対応	事業期間を通じて破綻時にも金融機関への元利金残高の返済が滞らない計画となっているか	0.50	5-6 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12 5-13 5-14 5-22 5-23 5-24
		事業の継続性	資金面において特定目的会社への出資企業の事業継続に対するモチベーションの維持が図られているか	0.50	5-6 5-10 5-11 5-12 5-13 5-14 5-22 5-23
3	設計・建設及び施設能力に関する事項	排水処理業務の安全性・確実性	総合排泥池、濃縮槽等既存構築物の改良・増強、機械設備の設置等により受入・排水処理業務の信頼性が向上しているか	1.50	7-2-1 7-2-2 7-2-3 7-2-4 7-2-6 7-7-1 7-7-2 7-7-3 7-7-4 7-7-6
				監視、制御システム等電気計装設備の工夫により受入・排水処理業務の信頼性が向上しているか	1.50
		建築計画における次期更新への配慮	ゾーニング計画及び動線計画において次期更新への配慮が優れているか	0.50	7-5-2 7-5-6
			機器の搬出入に対して構造計画が優れているか	0.50	7-5-4 7-5-6
			維持管理が容易な建物の構造、仕様となっているか	0.25	7-5-8 7-5-9
		神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針の反映	会議室、休憩室、更衣室、食堂、洗車装置等が設置されている	0.50	全体平面図 7-5-1 7-5-3
	4	排水処理業務に関する事項	汚泥の受入・排水処理業務計画	きめ細かな汚泥の受入、排水処理計画が策定されているか	0.50
				汚泥性状（強熱減量、AL/T比、粒度分布等）の変動に対応するため脱水システム等に運営面での工夫がなされているか	1.00

審査区分	評価項目	評価基準	配点	様式
4 排水処理業務に関する事項(続き)	上澄水質管理計画	既存施設の改良や増強及び機械設備・電気計装設備の工夫等により、きめ細かな上澄水質管理計画が策定されているか	1.00	7-2-5 7-7-5 7-10-13
	維持管理・運営に関する計画、実施体制	維持管理計画において、故障等を未然に防ぐよう考慮されているか	0.50	7-10-1 7-10-2 7-10-3 7-10-4 7-10-5 7-10-6 7-10-7 7-10-8 7-10-9 7-10-10
		維持管理・運営業務について実績があるか	0.25	7-10-12
	維持管理・運営に関するバックアップ体制	汚泥量の管理方法の工夫により、汚泥の受入業務、上澄水の返送業務の安全性・確実性が向上しているか	0.50	7-10-14
		維持管理・運営業務に関するバックアップ体制が確立しているか	0.50	7-10-12
	非常時の対応計画	故障時・非常時における維持管理・運営業務について対応策が計画されているか	0.50	7-11-1 7-11-2
	保安体制	未然に事故を防ぐための工夫がなされているか	0.25	7-11-10
	排水処理業務全般	排水処理業務全体としてのバランスが良く、総合的に優れているか	1.00	7-1-1
5 脱水ケーキの再生利用に関する事項	再生利用先の受入体制、バックアップ体制	脱水ケーキの再生利用先の受入可能量に余裕があるか	0.50	7-8-1
		脱水ケーキの再生利用業務において、受入先(再生利用会社)から受入表明書等を取得しているか	1.00	7-8-2
		当初の受入計画以外で株主企業による脱水ケーキの受入保証があるか	1.00	7-8-2
		脱水ケーキの受入事業者が複数あり、1社が受入不能に陥っても他の受入事業者がカバーする等の対策が講じられているか	1.00	7-8-1
		受入表明書を提出している脱水ケーキの再生利用先の実績が豊富であるか	1.00	7-8-1
	脱水ケーキの再生利用計画における用途拡大	脱水ケーキの形状、粒度分布、硬度、水分等の調整や組成分析をきめ細かく行うなど、品質管理が優れているか	0.50	7-8-2
		活性炭混入時等における再生利用方法が具体的に計画されているか	0.50	7-8-2
	再生利用業務の安全性・安定性	一時保管場所の確保等、安定的に再生利用を行う上で有効な提案がされているか	1.00	7-8-2
6 環境への配慮に関する事項	神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針の反映	搬送設備を密閉構造にするなど、悪臭、飛散対策が講じられているか	0.50	7-2-3 7-7-3 7-11-4
		場内ケーキ貯蔵設備にホッパ等を採用して密閉構造にするなど、悪臭、飛散対策が講じられているか	0.50	7-2-4 7-7-4 7-11-4
		臭気の除外設備が設置されているか	0.50	7-2-3 7-7-3 7-11-4
	周辺環境への配慮	建設期間中に排出ガス抑制やSPM(浮遊粒子状物質)対応の建設機械等を導入しているか	0.50	7-11-4
		建設時及び維持管理運営期間中における交通安全等への対応が優れているなされているか	0.50	7-11-4
	地球環境に対する負荷軽減対策	燃料、水道の使用量が少ない施設計画となっているか	1.00	7-9-3 7-11-7
		二酸化炭素、窒素酸化物の排出量が少ない施設計画となっているか	1.00	7-11-8 7-11-9
		植樹地率を20%以上確保しているか	0.25	7-11-5
その他環境に対する配慮	その他環境に対して配慮しているか	0.25	7-11-4	
7 提案全般に関する総合的評価	事業の安全性に関する総合的評価	提案全体として、事業の安全性に関して優れた提案となっているか	0.75	-
	設計・建設面に関する総合的評価	提案全体として、設計・建設面に関して優れた提案となっているか	0.75	-
	維持管理・運営面に関する総合的評価	提案全体として、維持管理・運営面に関して優れた提案となっているか	0.75	-
合計			100.00	